平成27年第2回(2月)出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 2月26日(木曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第4号 ホッと情報館陽だまり設置及び管理に関する条例制定について	3
閉 会	9
署 名	1 1

第 1 号

(2 月 26 日)

平成27年第2回(2月)出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成27年2月26日(木曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第4号 ホッと情報館陽だまり設置及び管理に関する条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 2番 中野勝 宮下孝幸 正 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 5番 田中 政 孝 6番 仙 海 直樹 7番 Ξ 史 加藤 修 8番 諸橋 和 信義 三輪 山崎 9番 正 10番

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 則 幸 副 町 長 小 林 忠 敏 教 育 佐 亨 長 藤 会計管理者 小 嘉代子 田 総務課長 田 正 志 山 町民課長 則 池 田 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 П 誠 建設課長 玉 沖 馨 教 育 課 長 栄 田 山

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 田中宥暢

 書記
 佐藤千秋

- ◎ 開会及び開議の宣告
- ○議長(山﨑信義) ただいまから平成27年第2回出雲崎町議会臨時会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

- ◎ 議事日程の報告
- ○議長(山﨑信義) 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
 - ◎ 会議録署名議員の指名
- ○議長(山﨑信義) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、加藤修三議員及び8番、 諸橋和史議員を指名します。

- ◎ 会期の決定
- ○議長(山﨑信義) 日程第 2 、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
- ○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
 - ◎ 議案第4号 ホッと情報館陽だまり設置及び管理に関する条例制定について
- ○議長(山﨑信義) 日程第3、議案第4号 ホッと情報館陽だまり設置及び管理に関する条例制定 についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明申し上げます。

ホッと情報館陽だまりの建築に当たりましては、駅前地区の振興を初め、観光情報の発信、文化 サークル活動等の施設として昨年12月25日から工事着手をし、順調に工事が進んでおります。3月 25日には完成の予定であります。

今回の条例制定は、施設の設置を初め、指定管理者の指定手続、管理の基準、利用料金などを規 定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山﨑信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) それでは、条文につきましてご説明をさせていただきます。

第2条につきましては、観光客の利便を図り、観光産業の振興と住民等利用者の文化交流施設と して地域住民の福祉向上と地域連帯感の醸成に寄与することを目的として陽だまり館を設置するこ とであります。

第3条であります。陽だまり館の名称及び位置でございます。記載のとおりであります。

第4条でございます。陽だまり館の管理を指定管理者に行わせることができることの規定であります。

第5条につきましては、指定管理者の指定手続について、申請に必要な書類、指定管理者の選定、 議会の議決を経て指定管理者にすることなどの規定です。

第6条です。指定管理者が行う管理の基準と、第7条で指定管理者が行う業務内容を規定してございます。

第10条につきましては、秘密保持について規定をしております。

第12条、利用料金の額です。別表をごらんいただきたいと思います。 4 時間単位で1,500円と規定しております。また、冷暖房施設の使用や町外者、営業目的により利用する場合は利用料金にそれぞれ割り増しすることを規定しております。

戻っていただきまして、第13条については減免について、営利を目的とする場合を除きまして、 各号に照らしまして減免できることを規定しております。

第14条につきましては、利用料金の還付について規定しております。

最後、附則につきましては、施行期日を平成27年4月1日としまして、及び準備行為について規 定してございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 1番、宮下孝幸議員。
- ○1番(宮下孝幸) まずもって全員協議会でもご説明いただきましたが、この条例を制定いたしますと、当然指定管理業者が決まるわけですが、指名指定として考えていきたいというような説明が全協でもあったと思います。天領の里なんかも公募と言われましたが、実際には指名指定の形をとったと。それそのものが悪いということではなくて、適正に管理する方がいらっしゃれば、それはそれでいいんだろうと思うんです。

ただ、一般的に説明のない中で1業者に対して指名をして、やりとりをしていくことの数が増えていくことで、町民に対する明確な説明ができていかないと、そこに何かがあるのではないかという疑念を持たれても困る。ですから、この団体の方々、適正な方なんだろうと思われます、予定を

される方というのは。指名指定とする理由というものが明確であれば何ら問題はないわけですので、 その辺の理由があったらお聞かせください。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) この施設につきましては、駅前地区の振興ということもありますものですので、地域密着ということを大切にしたいと考えている施設の位置づけから、地域住民が組織する団体から積極的に関与していただいて管理していただくことがベストではないかと考えております。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 9番、三輪正議員。
- ○9番(三輪 正) こちら非常に立派な施設が今できておりますけども、問題は、施設も大事ですけども、あと、いかに運営をして、住民がいい施設ができたなと、いや助かるいやということが一番じゃないかと思うんです。それで、当然これ町の施設ですので、それなりの管理はきちっといろいろ規則等にのっとってやらなければだめですけども、その辺、指定管理者と密接に連携とりながら、いかにやっぱり利用者を増やすとか、利用者の方が喜ぶというふうなことを常に念頭に置いてやっていただきたいなと、本当にこれが、せっかくできたのに余り、何か使い勝手悪いやというふうになると、せっかくのがあれですので。

それと、いい一等地でございます。例えばあそこに若干の何か販売ができるものかどうか、そういうものができるかどうか。もしできないのであれば、その後どういうふうに考えていくかとか、 その2点お願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 1点目の利用の関係につきましては、町民が喜ばれるような、よかったと言われるような、議員さんがおっしゃられるような形の中で、町も事務局として関与して一緒に盛り上げていきたいと、このように考えております。

また、販売の関係につきましてですが、最小限度のものということで、今観光関係で少し日持ちのするといいますか、そういったものはちょこっと置きたいということはあります。紙風船程度ということで今考えております。おいおい協議会の方々と話をしながら、またもう少しという要望等もあれば、それに対応できるようであればそのようにしていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 9番、三輪正議員。
- ○9番(三輪 正) 実際動き始めないと、と思いますけども、今似たような施設として海岸の妻入り会館ございますけども、あそこも行きますと、非常に皆様お茶飲めたり、またいろいろ情報交換もできますので、そんな形で気軽に、あそこへ行けばいろいろまた話ができるというふうなことでぜひ努めていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(山﨑信義) 5番、田中政孝議員。
- ○5番(田中政孝) これと同じような施設が沢田のほうと八手の改善センター、また海岸のほうの、妻入り会館があるわけですが、そちらのほうと比較した中で、この条例を含んだ中で類似するといいますか、向こうのほうにないものがあるとか、何か類似するようなところがあったら、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 類似といいますか、妻入り会館はちょっとあれですけども、今これを ある程度参考にしているのは改善センターの利用、2階部分についてなんですが、利用する場合の ものについては改善センターの今ある条例をある程度踏襲してきているという部分はございます。
- ○議長(山﨑信義) 5番、田中政孝議員。
- ○5番(田中政孝) 改善センターと、また随分違うというようなところでは大変困りますので、大体同じような使い勝手にしていただければと思っております。 以上です。
- ○議長(山﨑信義) 8番、諸橋和史議員。
- ○8番(諸橋和史) これを運用する日付とか時間、何時から何時まで大体予定しているのか。 それで、今田中議員がおっしゃられました改善センターということになると、管理人がおりまして、何曜日と何曜日あくというような状況であります。そんな中で観光客にどう対応していくのか、この文面だけではちょっとわからないものですから。
- ○議長(山﨑信義) 条例をよく読んでいただいて、その中で質問をお願いします。 よろしいですか。
- ○8番(諸橋和史) 日にちだけでも、大体どれぐらい営業日数を予定しているのか。
- ○議長(山﨑信義) 書いてある。よく読んでください。 7番、加藤修三議員。
- ○7番(加藤修三) 観光の情報発信基地ということでここにも新しくつくるわけですけども、その中で、妻入り会館もそうなんですけども、過去私が行った中でここを管理する管理者がいなかったと、どこへ行っていたと思いますか。漁業市場見に行って、そういう状態もありました。そういう不愉快な思いもしたことありましたので、この条例の中ではそういうふうに抽象的に、みんなであれしよう、何しよう、この事業計画出すということをきちんとうたっていますけども、その辺もきちんとして対応していただきたいと。いろんな人が1回来ると、やっぱりイメージダウンすると、ロコミでそれもう伝わっていく部分ありますし、その辺は私が妻入り会館で感じたことをここで言わさせてもらったんですけども、同じようなことにならないように、地域の管理者がその辺も自覚を持ってもらえるというようなことを、条例のこの部分がここなんですよということをきちんと言

っていただきたいというように思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですが、何 条で、どの辺をきちんと言いたいと。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 指定管理が行う業務の中、及び協定の締結の中でうたっている業務という中で、あと規則、それと募集要項等の中で常時1人以上が勤務をするということで締結もやっていきますので、議員の言われたようなことのないように、また再度そういったこと、念押しながら協定を結ばさせていただくような方向で進めさせていただければと思っています。
- ○議長(山﨑信義) 7番、加藤修三議員。
- ○7番(加藤修三) よろしくお願いします。

それと、観光産業の情報発信ということですので、やはりその辺のこの町のいいところ、産業、観光、それから歴史、これについて地域の人が、ここに管理する人がきちんとした情報を共有できると、この人はよくわかるけど、この人は余りわからない、その1年のジョブトレーニングで当然やらなければいけないんですけども、そういう中でトレーニングをして、徐々に皆さんがスキルアップして、ある程度のレベルまでいくことを確認できることが条例の中に、ここで計画書を出すというふうになっていますけども、その中で対応していくと。例えば企業なんかで行ったときでもノギスが会社に入った。ノギスが読めない。半年たってもう一回試験した。それでもできない。そんな人なんか製品もつくれないし、何もできないというようなもので、ある程度のレベルを決めて、皆さんちょっとプレッシャーかかりますけども、勉強して、よその人が来たときに情報発信がそれなりにできるという部分をその計画書の中でチェックしていっていただきたいなという部分も私の希望として思いますけども、いかがでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 陽だまり館の管理運営団体さんのほうは立ち上がってございます。もう既に2回ほどぐらい勉強会もさせてもらっています。また、3月に入って、3日の日にもまたちょっとやりますし、今後密にしながら4月の開館に向けて準備を進めていきますので、ご理解をいただければと思います。

今後もまたいろいろな面ではスキルアップという形の中でも回を重ねていきたいと、このように 考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 7番、加藤修三議員。
- ○7番(加藤修三) スキルアップということをして、観光で来た人がよりわかりやすい対応が皆さんがとれるというような形でやっていっていただきたいというふうに思いますが、ぜひともよろしくお願いします。
- ○議長(山﨑信義) 9番、三輪正議員。
- ○9番(三輪 正) ここに情報館というふうな名称にもなっておりますけども、あそこに行ったら、

ある程度のことはいろいろわかると。例えば町内のこととか、良寛記念館とか妻入り会館とか、天 領も含めてですが、イベントですとか、そういった情報も極力集めて、皆さんからもそこに情報を 出して、あそこへ行けばほとんどのことがわかるというふうな形にも努めていただきたいと思いま す。

以上でございます。

- ○議長(山﨑信義) あくまでも条文を検討してくださるようにお願いします。
- ○9番(三輪 正) はい、わかりました。
- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 条例よりも少し細かいことになるのかもしれませんが、先ほどから管理運営団体が既に立ち上がっていて、指名指定であり、地域密着でこれからやっていくというようなお話がございました。事務局は行政のほうに、役場のほうにあるということなんですが、なかなか管理団体として回していくことになると、非常に当番制であるとか、細かいところではすごく大変かと思います。その事務局を行政のほうに置く、あるいは管理団体の中で誰かリーダーとなるべく方とか、事務局をお任せするような方を育てていく、いろんなことがこれからまたいいように考えていかなければならないことだと思うんですが、当面とってやはり事務局のほうでかなりかかわりを持って育てていく、あるいはスキルアップしていただくということは必要だと思います。将来的にその陽だまり館を管理する団体と行政とのかかわり方として今考えておられるようなことがあれば教えていただきたいと思うんですが。
- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) まだ全くの素人さんの集まりかと思っております。勉強していただいてという中で、事務局としてということで町が関与するということなのです。実質的にはもう管理団体のほうから自主的に管理をしていただくという中において、町がそこに何も関与しないというのはなかなかつながりがいろいろの面でよくないということで事務局として町は入りますけども、やっぱり主眼的には指定管理団体が主にやっていただくという中で、いろいろまた町のほうにも、あってはならないと思うんですけど、苦情とか要望とかいろいろあると思います。そういったものをまた投げかけて、どういうふうに改善していこうかという、そういった運営がうまくいくような形の中に行政が入っていく。また、こんな施設があって、こうだと、こんな情報を流してほしい、いろいろな行政としての要望、向こうの管理団体がわからないようなことをまた行政として要望していく、そういった面を含めて考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(山﨑信義) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- ○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第4号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の宣告

○議長(山﨑信義) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

(午前 9時52分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定 によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 﨑 信 義

署名議員 加藤修三

署名議員 諸 橋 和 史